

インターネットを活用した宿泊税の使途周知業務に係る募集要項

1 業務の目的及び募集趣旨

本市では、平成30年10月に宿泊税を導入し、観光振興はもとより、文化・景観など京都固有の魅力の向上を通じて、市民と観光客双方の満足度を高める取組に活用しています。令和8年3月には、更なる観光振興と観光課題の解決を図り、市民・観光客・事業者三者の満足度が高い「持続可能な観光」を実現するための費用の一部を観光客の方にもご負担いただくため、宿泊税の引上げを実施したところです。

本業務は、インターネット（SNSや動画プラットフォームを含みます。）広告を活用して、宿泊税の使途の周知を効率的かつ効果的に発信することを目的としています。

実施にあたっては、インターネット広告に関する専門的な知識や技能が求められるとともに、広告手法やPDCAサイクル、運営体制等、価格以外の要素が占める割合も大きく、総合的に審査する必要があることから、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うものです。

2 業務の名称

インターネットを活用した宿泊税の使途周知業務

3 委託業務の内容

インターネットを活用した宿泊税の使途周知業務に係る仕様書（以下「仕様書」といいます。）（別紙1）のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

5 委託金額の上限額

3,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

6 参加資格要件

以下の項目を全て満たしている必要があります。

- ・京都市競争入札参加有資格者名簿（令和8年4月1日現在有効の名簿とします。）に登載されている者であること（【※】本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザル等においては競争入札参加有資格者と見做します。）。
- ・京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- ・過去5年間に広報業務において国及び地方公共団体の請負実績があるもの。
- ・地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ・引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。
- ・法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

- ・京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- ・京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- ・京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

7 応募書類の提出

(1) 提出書類

特に記載のない書類については、各1部ずつ提出してください。

ア 参加表明書（別紙2）

イ 企画提案書

(ア) 内容

「業務の目的及び募集趣旨」及び仕様書（別紙1）に記載の「業務の内容」等を踏まえ、以下の事項については必ず記載してください。

- ・ 業務実施スケジュール
- ・ 人員体制
- ・ これまでの主な実績
- ・ 具体的な広報計画（使用するSNSや動画プラットフォームの種類ごとに、動画の種類や言語別に、それぞれの目標再生回数を提案してください。）
- ・ ターゲットを効率的に抽出し、完全視聴を促すための方法について、具体的に提案すること

(イ) 様式

原則A4サイズの両面印刷で8枚（表紙や目次を除き16ページ）以内を目安とし、簡潔に要点をまとめて作成してください。

(ウ) 提出物・部数

- ・ 4部
- ・ CD-R等の記録媒体に保存したデータ

ウ 見積書

税抜き価格並びに消費税及び地方消費税相当額を記載してください。

なお、様式は任意ですが、項目ごとに内訳を記載してください。

本件委託に関して発生する諸経費については、上記価格に含めるものとします。

エ 会社概要がわかる書類

オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（提出日前3箇月以内に発行のもの（原本））

カ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について、未納がないことを証明する書類（提出日前3箇月以内に発行のもの（原本））

キ 本市の市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）等）について、本市内の全ての事業所等に未納がないことを証明する書類（提出日前3箇月以内に発行のもの（原本））※本市の課税がない場合は不要です。

ク 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないことを確認するための調査同意書（別紙3）

ケ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書（別紙4）

(2) 提出方法

持参または郵送（提出期限内に必着）により提出先へ提出してください。

(3) 提出期限

令和8年6月29日（月）17時まで

(4) 提出先（問合せ先）

京都市市税事務所法人諸税室 宿泊税担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎地下1階

TEL 075-222-3156（8:45~17:00）

メールアドレス shukuhakuzei@city.kyoto.lg.jp

なお、電子メールのタイトルは、「【京都市】インターネットを活用した宿泊税の使途周知業務プロポーザル」としてください。

8 質問及び回答

(1) 提出方法

本業務に係る質問がある場合は、質問書（任意の様式で可）を作成し、提出先へ電子メール、持参または郵送（受付期限内に必着）により提出してください。

なお、公平で厳正な選定を行うため、質問書による質問以外（電話等）は受け付けません。

(2) 受付期限

令和8年6月19日（金）17時まで

(3) 回答方法

質問及び回答については、質問者に関する情報を伏せたうえで、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の行財政局のページ内において掲載します。掲載は、令和8年6月24日（水）を予定しています。

9 審査等

(1) 審査方法

企画提案書をもとに、本市が設置する「宿泊税の周知業務に係る受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、採点した点数の合計を委員の数で除し、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定します。ただし、選定において評価点数が合計の50%に満たない場合は、受託候補者として選定しません。

合計点が同点の場合は、見積金額が最も低い提案者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合は、提案者から再度の見積書提出により、最も見積金額の低い提案者を受託候補者とします。

なお、見積金額が前述の委託金額の上限額を超えていた場合は直ちに失格とします。

(2) 審査における評価項目

（別紙5）のとおり

(3) その他

企画提案書受領後、提案内容についてヒアリングを行うことがあります。

10 選定結果の通知

令和8年7月3日（金）までに、受託候補者の決定を行います。

審査後、速やかに全ての提案者に対し、選定結果を電子メールで通知します。

また、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の行財政局のページ内にも選定結果を掲載します。

11 契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の契約条件について合意に達した後、委託契約を締結します。なお、契約条件について合意に達しなかったときは、次点の提案者を受託候補者とします。

12 スケジュール（予定）

6月19日（金）	17時まで	質問の受付
6月24日（水）		質問への回答
6月29日（月）	17時まで	提出期限
7月 3日（金）		選定結果の通知

13 その他留意事項

- (1) 提案は1事業者につき1つとし、複数の提案は認めません。
- (2) 企画提案書等の提出物は、選定結果の如何に関わらず返却しません。
- (3) 資料の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- (4) 本要項に記載のない事項又は本要項に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこととします。